

平成25年9月定例会 総務委員会（付託）

平成25年10月8日（火）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

ただちに、議事に入ります。

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 高等教育機関との協定締結について
- 関西広域連合委員会について（資料①）

妹尾政策創造部長

この際、2点、御報告申し上げます。

お配りしている資料はございませんが、1点目は、高等教育機関との協定締結について御報告をさせていただきます。

県におきましては、高等教育機関との連携を推進しており、去る9月27日に、人材育成や地域社会への貢献に寄与することを目的として、四国大学との間で、県内初となる包括協定を締結させていただいたところでございますが、この度、明治大学、徳島大学、徳島県の3者による包括協定を締結する運びとなりました。

県では、これまで徳島大学との間で農工商連携により、本県農業を担う人材育成や実践的な研究を進めてまいりましたが、一方、明治大学においても地域貢献活動を推進しており、様々な地域との連携に取り組んでいたところ、この度、包括協定の締結に至った次第であります。

今後は、全国有数の植物工場を有する明治大学を含めた連携、協力体制を構築することなどにより、それぞれが持つおります、あらゆる資源を活用し、農業分野はもとより、各種人材育成のための事業や共同の教育、研究プロジェクト、さらには地域活性化など幅広い取組を進めてまいり、県においても十分メリットの得られるような提携としたいと考えております。

続きまして、2点目でございますが、関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

去る9月21日に第37回関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要を御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

最初に、関西の地域ブランディングにおけるコア・コンセプトについてでございます。

関西広域連合では、観光や産業分野において、関西ブランドを発信する取組を進めているところですが、情報発信に当たり、広域連合としての統一したコア・コンセプトを検討してきたところであります。その結果、関西経済連合会が提唱する「はなやか関西」を、官民が共同で取り組む際のコア・コンセプトとすることを決定し、今後は、観光、産業分野において、このコア・コンセプトを生かした関西ブランド発信などに取り組むこととしたところであります。

次に、次期広域計画中間案についてでございます。

関西広域連合では、平成22年12月の設立後、地方自治法の規定に基づき、広域計画を策定し、広域事務を展開してきたところであります。現行の広域計画は、今年度が最終年度に当たることから、現在、平成26年度からの次期広域計画の策定を進めているところであります。この日の連合委員会において、次期広域計画の中間案の報告がありましたので、その概要につきまして、御説明いたします。

資料の5 ページ、次期関西広域連合広域計画中間案のポイントを御覧ください。

まず、第1「広域計画の改定にあたって」でございますが、関西広域連合設立後、これまで3年間の取組の総括といたしましては、7つの広域事務の実施、国の出先機関対策への取組、さらに、関西全体の広域課題への積極的な対応を行ってきたところであります。

今後の取組方針としては、7つの広域事務について、文化振興や農林水産振興など、新たな取組を拡充させ、推進することなど、引き続き、積極的に取り組むこととしております。

次に、第2「広域計画の期間及び改定」については、平成26年度から平成28年度までの3年間としております。

第4「広域連合が目指すべき関西の将来像」につきましては、アジアのハブ機能を担う新首都・関西、個性や強みを活かし地域全体が発展する関西を基本的な考え方とし、現行の広域計画と同様に、世界に開かれた経済拠点をもつ関西など、6つの将来像を掲げております。

その下、第5「実施事務の対応方針及び概要」について、それぞれ重点方針を分野ごとに御説明いたします。

まず、広域防災につきましては、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震をはじめ、ゲリラ豪雨などの風水害など、大規模で広域的な危機事象発生時に備えた、救援、救護、物資の供給など、広域的な調整等を行う、大規模広域災害を想定した広域対応の推進など、3つの重点方針をもって、取り組むこととしております。

次に、広域観光・文化振興のうち、観光分野につきましては、多様化するインバウンド市場に対応しながら、関西の強みを戦略的に海外に向けて発信するため、東アジア、東南アジアなどに対するプロモーションの展開を通じて、「KANSAI」を世界に売り込むなど、6つの重点方針を掲げ、取り組むこととしております。

また、文化振興につきましては、関西に数多く存在する文化資源について、広域観光資源としての魅力を向上させ、関西への誘客を進めるため、関西文化の振興と内外への魅力発信など、新たに4つの重点方針を掲げ、関西の文化の振興に取り組むこととしております。

6 ページをお開きください。

次に、広域産業振興のうち、産業振興につきましては、関西経済は、我が国を代表する先端産業や、多様なものづくり企業が集積するなど、高いポテンシャルを有していることから、世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境機能の強化など、4つの重点方針を掲げ、関西全体の経済成長、発展を目指すこととしております。

また、農林水産業振興につきましては、昨年7月、新たに農林水産部を設置して取り組んでおりますが、食育の啓発、学校給食での地産地消運動の推進による域内消費拡大など、5つの重点方針を掲げ、構成団体の取組とも連携を図りながら、推進することとしております。

次に、本県が担当する広域医療につきましては、現在、重点方針として取り組んでおります、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実などを引き続き推進するとともに、新たな課題に対する広域連携も図りながら、安全・安心の医療圏“関西”の実現を目指すこととしております。

主な重点方針といたしましては、広域救急医療体制の充実として、関西におけるドクターヘリ6機体制の実現による、30分以内での救急搬送体制の確立や、ドクターヘリ搭乗医師、看護師など救急医療人材の育成、さらには、小児や周産期医療における広域連携を図ること、災害時における広域医療体制の整備・充実として、被災地の医療支援を統括、調整する、災害医療コーディネーターの更なる養成や、広域的な災害医療訓練の実施、また、緊急被ばく医療における広域連携を進めていくことなど、4つの重点方針を掲げ、取り組むこととしております。

次に、広域環境保全でございますが、地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目標に掲げ、これまで3年間の取組を拡充し、新たに、実践により自ら発信する、環境人材育成等の推進を加えた、5つの重点方針に基づき取り組むこととしております。

次に、資格試験・免許等につきましては、今年度から実施しております、調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験及び免許に関する事務などについて、引き続き、着実に実施するとともに、取扱い事務の拡充を検討していくこととしております。

次に、広域職員研修につきましては、関西という広域的な視野を持った職員を育成するため、引き続き、効率的・効果的な研修に取り組むこととしております。

その他、7つの広域事務以外の、広域にわたる政策の企画調整等につきましては、広域インフラのあり方やエネルギー政策のあり方などについて、引き続き、積極的に広域的な連携策などの検討を行うこととしております。

また、今後の事務の拡充に関して、都市と農村の交流などの地域活性化策や大学間連携による高度人材育成、確保策などについて、基本方向や、可能性を検討することとしてお

ります。

第6「国の事務・権限の移譲」でございますが、国の出先機関の地方移管、国の事務・権限の移譲や国の道州制検討への対応について、国への提言を行うなど、引き続き取り組むこととしております。

次に、第7「広域連合のあり方」につきましては、新たに、住民、市町村及び民間等との連携強化という観点から、住民への情報発信、市町村との情報の共有などの推進を図ることとしております。

今後のスケジュール等でございますが、10月12日の関西広域連合議会・総務常任委員会で御説明し、パブリックコメントの実施や、市町村との意見交換を経て、来年1月に最終案として取りまとめる予定となっております。

なお、次期広域計画に、新たに位置付けられる文化振興、農林水産業振興などにつきましては、広域連合の取扱事務を定める連合規約の改正の必要性について、次期広域計画の策定に併せて、現在、検討を進めており、対応方針が固まりましたら、改めて御説明をさせていただきます。

なお、この日の連合委員会におけるその他の協議事項につきましては、資料表紙に記載のとおりでございます。

報告事項は、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

藤田元治委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

森本委員

先ほどの御報告にもありました関西広域連合についてお聞きします。ドクターヘリが就航して間もなく1年がたちます。ドクターヘリの運航状況について教えていただけますか。

三好広域行政課長

関西広域連合広域医療局で取り組んでおりますドクターヘリ事業につきまして、1周年を迎える徳島県ドクターヘリ、その運航状況につきまして、担当しております広域医療局からお聞きした内容について御報告を申し上げます。

徳島県ドクターヘリにつきましては、県立中央病院を基地病院として、昨年10月9日に運航を開始し、本日で運航から1年が経過するところでございます。これまでの出動実績についてでございますが、運航開始から平成25年9月30日現在、合計で313件、1日平均としては0.9件とお聞きをいたしております。この推移を見ますと、運航開始からの3か月の1日平均が0.7件であったということでございます。それで直近の7月から9

月までの3か月の1日平均は1.1件ということで、ドクターヘリにつきましてはその有効性も含め徐々に認知が深まってきていると理解しているところでございます。

また、消防機関別の出動要請の状況を見ますと、美馬市消防本部など、山間部などの要請が上位を占めておりまして、ドクターヘリの機動性を生かして特に山間部を初めとした交通の便が悪い地域での救急医療に大きく寄与していると考えているところでございます。以上でございます。

森本委員

1年間で313件、ちょうど1日1件ぐらいですね。当初の予測では、どのぐらいだったのですか。

三好広域行政課長

当初の予測をしておりました具体的な数字というものは、私どもでは聞いておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、当初に比べると、1日当たりの出動回数が徐々に増えてきているということで、だんだん円滑な運航になってきているのではないかと考えているところでございます。

森本委員

少なくとも3百何人の重篤な患者が、相当数の命が救われたのではないかなと思います。医療政策課ではないので、内容については把握されてはないと思うのでもう聞きませんけれども、相当役立っているなという感じがするし、これからちょっとずつ増えたら年間400件を超える要請があるのではないのでしょうか。3年ほど前に委員会でも議論になったのですが、いわゆるヘリの着陸場、降りる場所、これは現在県内に何か所ぐらいあるのですか。

三好広域行政課長

ヘリの発着する場所、臨時発着場、ランデブーポイントということについてであろうと思います。広域医療局から聞いたところによりますと、現時点では203か所のドクターヘリのランデブーポイントを確保しているところでございます。ドクターヘリの救急医療の効果をさらに発揮するためには、このランデブーポイントを確保していくことが重要でありまして、今後ともその確保に取り組んでいくところでございます。以上でございます。

森本委員

203か所といたら、1年間で思ったよりすごい増やされているなという感じを受けます。和歌山県との相互乗り入れについてはどうなっていますでしょうか。

三好広域行政課長

和歌山県との乗り入れという御質問でございます。本県のドクターヘリが和歌山県に出動した回数は、この1年間で1回とお聞きしております。なお、他県への出動回数でございますが、この他には兵庫県に2回とお聞きをしているところでございます。以上でございます。

森本委員

えらく少ないですね。徳島県専用のドクターヘリになっているなという感じがしますが、県にとってはそれでもよいのではないかと思います。案外少ないですね。

次に、先ほど御報告がございました、大学との包括連携について何点かお聞きしたいと思います。

日経ビジネスに大学の地域貢献度ランキングが掲載されます。徳島大学がどのぐらいの位置付けでいるかなと私もよく見るのですけれども、結構上位にいる。全国の国立大学の中でも中位よりかなり上にあります。10位代、20位代に入っている時もあるのかな。これも本県との包括連携のたまものだと思います。

LEDによる野菜工場、これはもう非常に有名になって大学でも一番メインの研究になっていますが、他にも徳島大学と県との連携事業がありましたらちょっと教えていただきたいと思います。

板東総合政策課政策調査幹

現在、徳島大学との間で6つの協定を締結しております。この度、明治大学との3者の協定が締結する運びとなっておりますので、それを入れて7つの協定ということになっております。

個別に申し上げますと、先ほど森本委員から御紹介のありました農工商連携によります協定ということで、これは植物工場を中心に、本県農学部がございませんで、これについての推進ということで進めております。また、学芸員の資格養成ということを目的といたしまして、学芸員養成科目の講座の開設等の協定を締結しております。それと、災害の防災士といった形で、大学関連携教育の共同教育推進事業ということで、これは香川大学、香川県と併せた協定を締結しております。先ほど報告しました明治大学との包括協定については、今後進めてまいりたいということでございます。今後包括協定を締結することになりますので、分野を広げる形であらゆる取り組みでメリットを得られるように頑張っていきたいと思っております。

森本委員

徳島大学と、今名前が出ました明治大学、何かともに取り組む目標みたいなものがあるのでしょうか。

板東総合政策課政策調査幹

このたび、明治大学、徳島大学、徳島県ということで、3者による協定の運びがまとまったところでございます。経緯は、先ほど御説明申しましたように、植物工場の関係で徳島大学に農工商連携センターを設置していただいて、今年度の4月から旧農業大学校跡地に植物工場を設置して、今イチゴを中心に始めたところでございます。

その植物工場設置に際しまして、この3月に徳島大学と共同で連携セミナーを開催いたしました。その際、経済産業省が全国で8つの推進拠点に位置付けております明治大学の植物工場の基盤技術研究センター長に御講演をいただいたところでございます。

それをきっかけに植物工場の設立等に非常に御尽力いただいたということで御縁が広まりました。明治大学も、徳島大学も、これからは大学においても地域貢献が非常に求められているということで、大学それぞれに得意分野を地域にいかにか還元するのか、ということが求められているところでございます。

明治大学においても、鳥取県とか山形県とか、全国各地の関係先と連携協定が進んでいったということでございます。徳島県や徳島大学も、植物工場をきっかけに明治大学さんともお付き合いを始めたということで、例えば4月の徳島マラソンに、明治大学のマラソン部の方を招致させていただいたりとか、今年8月には、植物工場の御縁で農学部の学生さんに何人か来ていただいて、県西部でフィールドワークを行いました。研究については現在進行中で、6次産業化を中心にどういうふうなやり方があるかとか、フィードバックできないかとかといった研究を具体的にやっていたということでございます。県、徳島大学、明治大学の持つスキル、それから資源、いろいろございますので、その辺をうまくかみ合わせることで、今後、本県へのメリットを地域に与えていけるような活動につなげていきたいと考えております。以上でございます。

森本委員

大変分かりやすくお話いただきました。植物工場が非常に有名になったおかげで、農学部がない分を相当カバーできているのではないかなという気がいたします。明治大学あたりの農学部は、本県に関心を抱いているのではないかなという気がいたします。

あと、徳島大学の工学部というのは非常に伝統がありまして、いろんな学科がありますよね。LEDなんかも最先端の研究をしております。やっぱり私は地元の国立大学を使わない手はないと思うんですね。さらにいろいろ研究していただきまして、徳島大学との連携を図っていったらおもしろいのではないかなと思っております。

大学院には環境もございますしね、徳島大学の場合は。総合科学部の中に環境という部分もあるし、化学などは昔から大塚製薬の発展とともにたくさんの人材を輩出しております。土木建設は当然、全国の公務員になっている方も非常に多いです、ゼネコンにいられている方も多い。そういう中で、私はこれから徳大の地域力を高めることが、徳島県の発展につながるのではないかなという気がいたします。徳大が日経ビジネスでベスト3に入るぐらいの地域力をつけていただきたいなど、これも皆さんのお力ではないかと思うので、

これはよくお願いを申し上げます。ちょっと悲しいのよね。最近こう見て、17～18位におったら何とかと思うのだけれども、やっぱりトップ1，2，3位の大学を見たら、相当地域との密着度も高いのだなというような感じがあります。特にそんなに目を引くような国立大学ではなくても非常に評価をされている大学がある。これは多分大学の努力もさることながら、その地元の県のバックアップ体制もすごいのではないかという気がいたします。なかなか予算的には難しいとは思いますが、できる限り、ともに徳島県のためにできる研究があったら私は探して行っていただきたいなと思います。

あと1点。今日の新聞を見て、全国47都道府県知事のアンケートが出ていますよね。道州制についてどう思うか。例えば、関西広域連合内の県知事の意向というのはわかるのですか。

三好広域行政課長

道州制に関する関西広域連合の各知事の御意見ということでございますけれども、このたびのアンケートにつきましては、私ども他の県の回答については承知をいたしておりません。それから道州制につきましては、これまでも御説明いたしており、関西広域連合内でも道州制に関する検討会などを設けまして、問題点、課題等について、学識経験者の研究を含めまして、連合の委員会でも議論を進めているところでございます。以上でございます。

森本委員

今日のは新聞記事なので分からないと思いますけれども。なぜ聞いているかという、我々も関西広域連合に入る時は道州制には転化しないというような文言をつけたのですけれどもやっぱり現実的に日本の中でこの関西広域連合というのは道州制を念頭においていろいろ活動している、連携している組織であることには間違いがないので、この知事さん達がどう考えているのかなというのをちょっと知りたかったものですから、それだけです。

三好広域行政課長

先ほどのドクターヘリに関する森本委員の御質問の中で、徳島県のドクターヘリでどれぐらいを想定しておったかということでございますけれども、徳島県のドクターヘリについては年間360回、すなわち1日1回という想定であったということでございました。以上でございます。

喜多委員

徳島大学の工学部では、T&E会というものを作って、工学部を卒業した人と学長も含めて1年に1回、2回の会をして、大学の中で研究勉強するだけでなく、いかに社会に役立つ、地域に役立つ、企業に役立つことを進めていくかということ、いろいろな委員会を持って研究をしておるそうです。香川学長もこの会にいつも出てきてくれて、学長と

は思えない、企業家みたいな発想で、提言なり話し合いをしておるそうで、非常に素晴らしいなと思っておる1人でございます。

今回は、明治大学、徳島大学、徳島県の3者による包括協定ということですが、他の大学、四国大学、徳島文理大学も含めてどのような状況になっているのでしょうか。

板東総合政策課政策調査幹

各大学との協定締結状況についての御質問でございます。

県と大学との協定締結に関しまして、県議会においても協定を締結されているところがございます。県においては、今回の明治大学との3者協定を含めると、現在13の大学と21の協定を提携をしているところがございます。県内の大学との締結状況でございますが、徳島大学とは、先ほど森本委員の御質問にもありました徳島大学との「農工商連携の推進に関する協定」や「大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定」などを締結し、農業人材の育成とか、防災士の育成を行っております。

鳴門教育大学とは、「学芸員養成科目の開講に関する協定」によりまして、学芸員養成の講座を行っております。

徳島文理大学とは、「とくしまふるさと協働パートナー協定」「農工商連携教育についての単位互換等に関する協定」などによりまして、地域活動の支援ということで、ボランティア活動などを行っております。

四国大学とは、「デジタルコンテンツに係る人材委育成等のための業務提携に関する協定」「消費者教育の充実のための連携に関する協定」などによりまして、消費者大学校での消費者教育に関する連携を行っております。

また、県外の大学との締結状況であります。関西圏の大学と、「就職支援に関する協定」を締結しております。

これは、県内企業に優秀な人材確保を行うことを目的にしているもので、龍谷大学、関西学院大学、立命館大学、京都女子大学、武庫川女子大学、関西大学の6大学と締結しております。

喜多委員

13の大学との間に21の協定ということですね。今まで研究は大学の中だけでありましたが、近年では大学と地域が一緒になって多くの研究をする。県も13の大学と協定締結ということで素晴らしいなと思うし、今後をもっともっと広げていってほしいと思うのですが、今後の県の方針、どのようにしていくおつもりかお尋ねをいたします。

小泉県立総合大学校本部長

大学連携の今後の取り組みについての御質問でございます。

本県を支える人材の育成や地域作りには、大学など高等教育機関との連携が重要でございます。今後ますます必要になると認識をしております。一方、現在大学におき

ましては、喜多委員からもお話がありましたように、教育、研究に加えて、地域の課題解決の中核になることが求められておりまして、大学による地域貢献というものがこれまで以上に必要とされております。このため、大学と協定を締結して連携を強化するとともに、本県の施策や事業に学生や教員、こういう方に活躍をできる機会と場所を提供いたしまして、知の拠点である大学が有する知的、人的資源を有効に活用していくということが持続可能な地域作りにつながっていくものと考えております。

具体的には、県下全域を対象といたしまして、特に過疎地域におきまして本県が抱える課題解決のための実証実験フィールド等を提供して調査研究などの活動を促進してまいりたいと考えております。これにつきましては、先ほど森本委員からもお話がありましたように、各部局から実証実験フィールドの提供を受けて大学に提示をさせていただきたいと考えております。併せて、その活動のための地域の拠点作りにも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今後は県と大学、お互いにメリットがあるような場合、かつ協力して連携事業に取り組めるような場合におきましては、連携先を県内大学だけでなしに、県外の大学にも拡大をしていきまして、それぞれの研究成果を地域に還元をしていただきます。さらに優秀な調査研究事例につきましては、全県下に広げていくことによりまして、地域の再生、活性化につなげてまいりたいと考えております。

喜多委員

積極的にこれから進めていってほしいと思います。全国の大学もそうですけれども、何と言いましても、徳島大学は近いですから、さらに広げてほしいなと思っております。学長室の横の副学長室では、佐野副学長さんが頑張っておいでます。佐野副学長さん自身、発想も若いし、学生の影響かもしれません、教官の部屋に行き話していたら、学生なども来ていて、良い意味でびっくりするような発想がどんどん出てくる。幹部の理事者の皆さんも県庁の中だけではなく、大学本部に行ったり、工学部に行ったりして、学生と直接話をする機会をさらに持ってほしいなと思います。

これからの徳島を、そして日本を支えるのは、何と言っても若い人たちです。今後とも積極的に若い力を生かした徳島県作りを、大学の力も利用して進めていってほしいなということを改めて要望しておきたいと思います。

もう一つお聞きします。いわゆる実質公債費比率が18%以上の市町村が、2010年に4つぐらいあったのが、今年10月1日の公表では、全部18%以下になっておりました。町村民の協力があって、町村長や役所の職員自体が一生懸命頑張ったおかげでないかと思いますが、どういう理由でこうなったのですかね。

延市町村課長

ただいま各市町村の団体の健全化を判断する指標の1つでございます実質公債費比率につきまして、先般公表されました2012年度、平成24年度決算を元にした指標と、2010年に

公表されたもの、平成21年度決算をベースにした指標の中で、過去起債許可団体だった18%を超えるものが4つあったと、それが今回の公表でなくなっておるということで、どういう改善努力をされたかという御質問でございます。

県内市町村、御存じのように景気の低迷等で税収が伸び悩む厳しい財政状況でございます。その中で人口減少でありますとか、少子高齢化、あるいは安全・安心の確保などに対応するために積極的な行革に取り組んできておる、組織のスリム化でありますとか、施設の統廃合、職員数の削減、公共事業の重点化などたゆまぬ努力に取り組んできているところでございます。こうしたこともございまして、県内市町村、全般的に財政指標は改善傾向でございまして、平成24年度決算に基づきます各指標につきましても、早期健全化の基準をクリアしているといえますか、それを下回っている状況でございます。

御質問の平成21年度決算に基づきまして算定されました県内の市町村のうち、実質公債費比率につきましても、4つの団体、小松島市、佐那河内村、那賀町、東みよし町が18%を超えてございました。まず市町村におきましては、財政規模が小さくございます。その関係もございまして、特定の大きな事業に伴いまして発行いたしました地方債の元利償還が終わりますと、実質公債費比率につきましてもその影響が大きく表れる、急激に下がるといったような一面もございしますが、当該市町村におきましては、積極的な行革を、先ほど申しましたように行革に加えまして、例えば具体的に申し上げますと、小松島市でございますと、過去に一般廃棄物処理施設においてダイオキシン対策に多額の投資をしておった債権が終了したと。東みよし町ですと、学校建設に伴いまして発行いたしました地方債の元利償還が終了した、そうした影響が出てまいりまして、平成23年度決算に基づく実質公債費比率では、県内の全市町村が18%を下回ったという状況でございます。

喜多委員

大きな事業によって影響されるということでございます。何をおいても18%を切ったということは素晴らしい、すごい成果ではなかったかなと思っておりますので、できたらこれに見習って、本県においても知事を中心に、八幡部長、坂本課長の御努力を期待したいと思っております。たくさんあったら何かちょっと安心ですけれども、県だけが18%超というのは何かちょっと残念な思いがございまして。今後とも指導をしていただいで、24市町村が健全財政になるように務めていってほしいなと思っております。

それと、先ほど説明があった関西広域連合でございますけれども、全体的な話で漠然とし過ぎるのですが、徳島県が例外的になっているというか、何かこう大阪とかを中心にしたような進め方になっているという気が特にいたします。例えば観光にしても、関西観光文化振興計画の推進というようなことで、あくまでも関西だけというようなイメージを受けております。それについてどのように徳島県が関わっていくのかが大事でないかと思っておりますが、どのようにするのかお尋ねをいたします。

三好広域行政課長

次期広域計画について、本県との関わりの中でどのような影響があるのかといった御質問だったかと思えます。このたびの広域計画につきましては、関西広域連合として参加しております構成府県が連合で共同して広域行政として取り組んでいきます7つの事業について、向こう26年度からの計画として定めるものでございます。

本県がどのようにこれと関わりが、どういった影響が、あるいはメリットがといったようなことについてでございますけれども、例えば広域防災につきましては、この広域計画の中では南海トラフ巨大地震など、大規模災害発生時において関西全体で応援受援体制に取り組んでいくということとか、他の広域団体とか民間企業、ボランティア等の連携で必要な対応を図っていく、それを広域で取り組んでいくということでございますから、当然南海トラフ巨大地震では、関西広域連合の中でも、どちらかという、徳島県などは被害の大きいほうになってくると思えますけれども、そういった関西の中で広域的な応援体制が図られるといったようなメリットがあるのではないかと考えております。

それからお話にございました広域観光につきましても、本県も観光振興について本県独自として一生懸命取り組んでおりますが、関西全体が持ちます伝統文化、京都とかそういったもの、それと本県の誇ります阿波踊りとか渦潮等観光資源など、それから本県が独自に新たに取り組んでおります医療観光とかアニメなど、こうした関西のポテンシャルの高さと徳島県の持っている魅力、こういったものを組み合わせて、関西全体として世界に向かって売り込んでいくということで、それがひいては本県への観光入り込みの増加につながっていくのではないかと考えております。

それから産業振興とか農林水産業振興につきましても、県内企業のビジネスチャンスの拡大、マッチング事業なども行っておりますし、あるいは海外への情報発信、こういったことにつきましても関西全体で取り組むことによりましてスケールメリット、こういったものが働くこともございますし、大きなPR、効果的、効率的なPR、そういったものが可能になるのではないかと考えております。

先頃報道もされておりますが、9月13日から香港で関西広域連合のトッププロモーションということで、観光、あるいはその物産のプロモーションを行いました。現地のイオン香港の店舗で関西広域連合の物産展というのを開催いたしましたけれども、その中で本県の農林水産物が非常に好評であったと。こういった形でも、関西広域連合の取り組みの中で、本県の農林水産物等の振興が図られておるのではないかと考えております。

あと、本県が担当しております広域医療につきましては、先ほど来、御説明いたしておりますように、ドクターヘリの運航体制の充実といったことで、県民の方の安全・安心といったことに大きな貢献をしていると思えます。

関西広域連合も設立後3年が経過をいたしまして、今申し上げておりますように、26年度からの次期広域計画が第2段階ということで移行いたしますけれども、今委員からお話がありましたように、県民の皆さまに広域連合のメリットを実感していただけるように、本県にとって効果的な取り組みを推進していきたいと思えますし、またこういった点につきまして、県議会におきまして、あるいは県内市町村、あるいは県民の皆さんに十分分

かっていただきますように御説明に取り組んでいきたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

喜多委員

内容的には、関西広域連合の一員として、これからも進められるということでありませうけれども、何かこう文章的にどこを見ても関西以外が全然入ってないので、徳島県も含めた関西ということ、何か表現の中でちょっとでも入ってほしいなという思いがございます。以上です。

大西委員

まず1点目は道州制の問題について、具体的な内容でお聞きしても余り今の段階ではないのかもしれませんが。藤田委員長の質問に対してお答えをされた方で、徳島県としても道州制に対する、いろいろ前にとりまとめをした徳島県としての調査と言いますか、そういうものを土台にして、さらにもう少し今の状況を踏まえて議論をして、道州制に対応していきたいというような趣旨だったと思いますね。特別チームか何かを作って、形というか、徳島県としての考え方みたいなを出していこうということだったと思いますけれども。

私、去年、関西広域連合の特別委員会で道州制に対して、衆議院選挙が終わって、それで道州制、自民党さんもうちも道州制に向かって進めていこうということで、あの時はまた選挙があって、どういう状況、皆さんの気持ちとか考え方がどういうものかということなしに、とにかく政策としてやっていくということで、選挙が終わったけれども皆さんどうですかということの中で、お聞きしたわけですが、その時点で関西広域連合も、道州制に関して敏感に反応して、先ほど言われた関西広域連合としての姿勢のあり方の懇話会といいますか検討会を立ち上げたのですね。その時に徳島県としてもその関西広域連合とは異にして、一応現時点では四国の中の一員であり、そして関西広域連合にも入っているという状況、そういう徳島県としての特殊性もありますのでね。道州制を言う場合に、今まで徳島県が以前に考えておられたものには、四国州、中四国州、そして関西州のその3つのケースがありますよと、ありますよというか、それを例をあげているだけではありませんけれども、そういうふうなパターンがありますよねと。

こういうようなことで、それであれば徳島県が道州制に臨むにあたって、地域ありきとか、枠組みありきではないのだと言いながらも、やはりその枠組みというのは大きな要素になるわけでありまして、どういうふうな道州制にしていくかということもあるのですね。道州の性格も決まってくると、こういうふうに私は思うのですけれども、そういうことを考えると、徳島としては徳島県なりの関西広域連合とは違って、徳島県が関西広域連合の中でも意見を言える、そして徳島県は関西広域連合とは異にして、ここはこういう意見ですよということを言っていく必要があるのではなからうかということで、徳島県独自に何かプロジェクトチームとか、チームを立ち上げて、検討会議を立ち上げて、そういうもので徳島県として議論をして対応することが必要なのではないかというふうに申し上げ

ましたところ、全くそれは徳島県としてはするつもりはございませんというようなことを、関西広域連合で検討会を立ち上げているので、そこで徳島県の意見を言うのですとかそういうようなことを言われて、徳島県としては県独自にそんなことをする必要はありませんと、その当時の部長は言い切っているわけですよ。そうでしたよね。

いなかった。そういうようなことで記事もにぎわしたところもあったのですけれども、そういう状況があって、今回知事がプロジェクトチームを組んでそういう道州制に対する徳島県の対応をまたいろいろ検討していったり研究していくとすることを発表されたのですが、何かこう県としていわゆる機関である県として方針が変わったのかどうか、変わったのであればどういう理由、どういう環境、条件の中でこういうふうに変ってきましたので、それに対応するような必要があったのですというようなことがあるのか、ちょっとそこら辺の、今回発表されたいきさつに対しての経緯といたしますか、理由といたしますか、そういった状況を御説明していただきたいと思います。

三好広域行政課長

今、大西委員から御質問のございました道州制に関する庁内の検討組織、プロジェクトチームに至った経緯ということについての御質問でございます。

ただいま大西委員がお話になりましたように、今年の2月議会の時に、議員から新たな道州制に関する検討組織の設立について御提言いただいたと我々も認識いたしております。

道州制についての基本的な考え方につきましては、先ほど委員もおっしゃいましたように、平成18年度に本県として職員による研究、検討というのをやっておりますけれども、基本的な考え方についてはこれがベースになるという認識については今も変わっておりません。また、その当時の認識として、こういった検討内容をベースに関西広域連合の研究会、あるいは関西広域連合の議論、あるいは全国知事会での議論を通じて、本県の意見を主張していくという考えであったと考えております。

しかしながら、昨年の政権交代以降、与党を中心に道州制議論というものが活発になってきております。今年度の夏の参議院選挙におきましても多くの政党が引き続き、道州制の推進ということで公約に掲げられているという状況がございました。関西広域連合におきましても、道州制のあり方について研究会といったものを設けてやっておりますけれども、例えば7月に松山で行われました全国知事会でも大変に白熱した議論がございました。

こうしたことから今、国、地方、様々な議論があるということで、しっかりと本県として国に対してやはり対峙をして意見を申し述べていくためには、いろいろな論点がございますから、これについて県として一步踏み込んで具体的に課題等について検討し、道州制の考え方について整理をする必要があると考えたところでございます。

特に、7月の全国知事会の議論、あるいは全国町村会の反対の意見の中にもございましたが、例えば、道州制になった時の、税財政制度がどうなっていくのかといったこと、このことにつきましては、18年度に職員により行った検討内容では、現状の国、地方の財政

制度とは多少異なっております。そのことから、この点について特に掘り下げようということをおきまして、本プロジェクトチーム、庁内組織でございますけれども組織を設置したというところでございます。

今回立ち上げました庁内検討組織につきましては、今申しましたような考え方、昨今の状況に合わせて、立ち上げたものでございまして、今後、道州制の課題等につきまして、このプロジェクトチームによりしっかりと検証いたしまして、今後の全国知事会あるいは関西広域連合を通じた議論の中で、国に対してしっかりと提言してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

大西委員

今のお答えで、大体いいと思います。1つは、徳島県の庁内でまとめていく、県外に発信をしていく、そのとりまとめというのは大体目途としてはどのぐらいを考えられておられますでしょうか。いつまでもということではないでしょうし、1年ぐらいかけてということなのか、今年度中なのか、はたまた次の知事選までにとということなのか。そういった何かひとつ目標みたいなものがあるのもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

三好広域行政課長

今後の検討のスケジュール感ということでございましょうけれども、プロジェクトチームの検討につきましては、年度内を目途ということでとりあえず今進めていこうということで考えております。その結果について、それを生かしまして、機会を捉えて全国知事会との議論に生かしていきたいと考えているところでございます。

大西委員

年度内にチームで議論をして、年度内に一定の一応の中間報告みたいな考えをまとめられるということですね。

前に政策創造部の部長だった現在の経営戦略部長は、どういう気持ちでああいう答弁をされたのか。後任の妹尾部長に聞いてもよいのかなと思ったりしますけれども、妹尾部長はそういう引き継ぎをされているわけではないのだろうと思うので、部長が変わって柔軟になったと、いいように思っておきます。

だけれどその時の私のイメージは、当時の政策創造部長は、全く必要ない、そんなのは関西広域連合会の検討会で検討するのだから、徳島県もそこに入っているのだからそこで議論すればいいじゃないですかといった、言葉の間からそういうのがにじみ出るような答弁で、あなたどこで答弁しているのだと言いたいような答弁でした。

政策創造部と言われて、前の企画調整部と同じような部ですよと言われたのだけれども、頭脳として徳島県庁を引っ張っていく皆さん方なら、その時は必要なくても自分が考えるはず。道州制の議論なんて絶対に必要なことじゃないですか。徳島県にはそんな特別チームなど必要ないのですよ、徳島県の意見なんかは関西広域連合の検討会に出せばよいので

すよ、知事会に言えばいいのですよ。そんな答弁をするようでは、もう本当に何と申しますか、そんなこと言われたら、もうこの議会での議論などしようがないと思いますよね。

皆さん方は一方的に言われると思われるかも知れませんが、やはり県民の声として道州制についてどうなのですか、これから徳島県としてどうしていくのですかと聞いた時に、知事がしないと言ったから、全く徳島県として考えてないのですよみたいなことではなくて、政策創造部の皆さん方は、県庁をリードしていく議論としては、やはり徳島県庁内でも必要かもしれないとか考えなければいけない立場にあると私は思うのです。

右から左に聞き流していただいて結構ですけれども、そういうような答弁をするような部長さんみたいな心持ちはやめていただきたい。しっかりと真剣に徳島県のことを考えて、私達もいかげんに言っているわけではないので、真剣に、自分の立場で一生懸命答えられることを答えていただきたいなと思いますので、そういうことをひとりごとで言っておきます。

もう一つ。先ほど喜多委員さんも言われましたように、関西広域連合の第1フェーズが今年度で終わり、第2フェーズに変わる。第2フェーズの3年間の基本計画を作るのですよという御報告をいただきました。三好課長が言われたことは全部そうだなと、関西広域連合を作って、徳島県もそれに参加してよかったなということを言われましたよね。ところが、言われなかったところというのは、どういう報告を受けておられるのかなという気はするのです。

例えば、カワウの対策なんて、あれ以来私はもう全然聞いたことがないし、カワウは徳島県で大変な被害なんだと言っている割には、関西広域連合ではこんなに成果が上がって、そして徳島県ではカワウが減って、そして滋賀県の琵琶湖でもこれだけ減ったのだという話が聞こえてこないですね。この文章を読みますと、カワウについては府県をまたがる調査をして、その事例集みたいなもの、対策集みたいなものを作って、それを府県に配って参考にして取り組みをしてくださいと。それだけで関西広域連合のカワウ対策は終わりなんですかという感じがあるんですよ。

もう一つ言えば、例えば共通試験を受けるでしょ。その共通試験も私の認識では、徳島県独自にやっていたの時の合格率よりも、昨年度、関西広域連合で実施した共通試験のほうが徳島県内の合格者率は低くなっています。そういう数字をどこかで見ました。それで関西広域連合に入って、コストが安くなるのですよというPRを前にやったと思うのですけれどもコストだけ下がった。それに対して、徳島県の今までの問題傾向と、関西広域連合の問題傾向とが全く違って、徳島県だけ低い合格率だったのですよみたいなことだったら、何のために共通の試験をやったのか。徳島県民にとって狭き門になっているのではないかと、こういうことも考えられるのですよね。

多分事細かくは、報告も受けておられない、答えられないかもしれないのもう結構ですけれども、やっぱりもう少ししっかり総括をした上で、第2フェーズはこうやるべきだということを、徳島県がプラスになることを関西広域連合の中で主張していただいて、徳島県ばかりが得することと言うなと言われるかも知れませんが、どんどん言って、

それではこれは認めましょう、これはやりましょうということで1つでも多く徳島県がプラスになることを関西広域連合の中でやっていただくということが、本来の徳島県の参加の理由ではないかと思うのです。

とりまとめの部門ですから細かいことはもう聞きませんが、もうちょっとしっかり総括してほしいなという私の感想でございます。御答弁は結構ですけれども、一応、申し上げるだけ申し上げておきます。以上です。

黒崎委員

私から1点だけ、確認をしておきます。

これからの地方の、都道府県の将来の形を巡って、いろいろな御意見、広域連合では道州制の話なんかも出てきております。そんな中で、これから国と地方がどんな形でどのように携わっていくのかについて議論も活発になってくると思うのですが、徳島県においては知事のお話の中にもございましたが、憲法の課題を研究する研究会を作るのだというお話が出ておりました。確かに47都道府県ありますけれども、戦後、都道府県ができてから随分と年数もたちまして、それぞれの格差が大変顕著に出てきております。

20何区もあるような特別区を持っているようなところから始まって、四国の徳島県とか、そういった過疎をたくさん抱えるような都道府県もある。そんな中で、おそらく地方自治ということを中心に、そんな観点で憲法をお考えになると思うのですが、その研究会の目的と、例えば、出てきた結果をどのように活用なさろうとしているのか、その辺りをお尋ねいたします。

三好広域行政課長

徳島県の地方自治に関する憲法課題研究会についての御質問をいただいております。

どういったものかということでございますが、まず、さきの参議院選では、国政の部分におきまして憲法論議がいろいろ話題になるなど、現行憲法自体についていろいろ議論がある、活発になってきているところでございます。

全国知事会の山田会長におかれましても、5月10日の記者会見、憲法には地方自治の本旨に基づきとはあるが、本旨とは何か書かれておらず不十分であると指摘をされたということもございます。本県飯泉知事におきましても、憲法第8章地方自治の規定について、地方目線、国民目線での議論をしっかりとすべきという知事の憲法観について、今年の6月議会の竹内議員の代表質問に対して述べられていたところでございます。こうしたことを踏まえ、また国においては、地方分権の推進を掲げながら、給与に関しまして地方交付税の一方的なカットを行うといったような対応を取る、こういったことの中で、地方が自らの権限と責任のもとで、住民目線に立った行政をしっかりと展開していくということのためには、現行憲法では、国と地方の役割分担、あるいは地方自治財政権の確立、条例制定権の確立といった地方自治を保障する理念といったものが必ずしも明確化されていない、こうした点について課題があるのではないかという点について考えているところでござい

ます。

このたび立ち上げた研究会におきましては、以上のような地方自治に関する憲法課題について、整理、政治研究していくといったことを目的といたしまして、庁内の若手職員を中心に本年の8月に立ち上げを行いました。先ごろ9月の中旬には、2名の法学者、憲法学者の方と行政法学者の方ですが、アドバイザーとして参加をしていただきまして、初めて研究員アドバイザー会議を開催したところでございます。

本研究会の成果といいますか、とりまとめをどのようにということでございますけれども、検討結果につきましては、とりまとめということで、これもおおむね年度内ということを目指に取り組んでまいりたいと考えております。得られました成果につきましては本会議で、知事から御答弁申し上げましたように、本県から真の地方分権型社会の創造に向けました、分権を進めていくという観点に立ちまして、こうしたとりまとめ結果について全国知事会とか、関西広域連合などとも連携を図りながら積極的に提言等行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

黒崎委員

地方自治の憲法ができてから、その課題をさらに掘り下げて矛盾点等研究していくということのようにとれました。年度内にその結果を出して知事会を通していろいろとお話をされていくと、提言されていくということですよ。本当に、地方自治と言っても、東京のような巨大なところから徳島県のような過疎、過疎を抱えてないところはないぐらいなのですが、差が本当にあるのです。そんな中で、憲法に対してのこれから将来を考えた中での憲法観というもの若干違うのだろうかと、そんなことが想定できる。ぜひとも、徳島県クラスの地方を担っている道府県を代表してしっかりと意見を、憲法観もしっかりと伝えていただきたいなと思います。これ、若手の方が参加されているということですが何人ぐらいでしょうか。

三好広域行政課長

研究会のメンバーについてでございます。座長は一応私ということで、広域行政課長がなっておりますが、それ以外の研究員につきましては、係長、主任主事クラスの間で10名ということになっております。その他に、アドバイザーということで先ほど申し上げました憲法の研究者、それから行政法の研究者1名ずつという形の構成になっております。

黒崎委員

しっかり議論をして結果を出して、全国的に地方行政ということ憲法の中でどのように主張するのか皆さん関心を持っていると思いますので、しっかり議論を進めていただきたいということをお願いして終わります。

元木委員

今回の本会議で藤田委員長，藤田議員から，市町村合併の関係で交付税の算定の問題が取り上げられたところでございます。

明治22年に140ありました本県の市町村が平成18年の時点で24まで減ったということで，財政も市町村課の努力のおかげでかなり改善したという御答弁があったわけでございます。

一方におきまして，藤田委員長の地元，美馬市でも庁舎の問題，いまだに庁舎はこちらに残すべきだといった話があります。2町合併の私の地元ですらいまだにそういった庁舎の問題等は引きずっておりまして，これからどうなっていくのかなと心配することがよくあるわけでございます。多分，県下の市町村でこの問題が解決しているところは少ないのかなという気もいたしております。

本年は，合併特例債の期限切れというようなことが起こって，これから市町村財政にとって本当に非常に厳しい状況を迎えるのかなと，県としても市町村合併を強力に押し進めてきた立場から，やはり一定の責任を持って，これから市町村にも指導しているいろいろな取り組みを促していかなければいけないのではないかなと，こういう気がいたしているところでございます。そういう中におきまして本県の知事は，全国知事会の副会長で，旧自治省の出身ということもありまして，やはり交付税という制度に対する意見というのは言っていかなければいけない立場にあるのではないかと，こういう気がしているわけでございます。本県の政策創造部として，この問題についてどのような認識をもって今後どう取り組んでいくのか，お伺いいたします。

延市町村課長

ただいま，合併団体に対する交付税制度の関係，特に支所庁舎関係から今後どのように取り組んでいくのかといった御質問でございます。

先の代表質問の際，藤田委員長から知事に強い要望ということでお話がございました。その趣旨につきましては，普通交付税，今現在合併団体につきましては，合併後の臨時的な経費を補い支援するために合併算定替という制度が設けられております。合併後10年間につきましては従前の合併前のそれぞれの市町村の交付税額を下回らないという制度でございまして，それらが平成26年，27年に順次終了していくと。その後5年間の経過措置を経て，合併後の団体として算定された交付税となっていくということで，大幅な交付税額の削減といえますか減額が見込まれているというわけではございます。

それに対しまして市町村，あるいは地域の方々は現在のサービスが維持できるのか，今委員からお話のありました庁舎が維持できるのかが懸念されていると私どもも理解してございます。県といたしましては，これまでそうした地域の実情，市町村とともにいろいろと研究をしまして，交付税制度の問題点でありますとか，現状，実際にどういった経費を使っているかということの研究をしまして，本年，徳島からの提言の中で，先般9月5日になりますが，知事が自ら直接総務大臣へ，支所経費については，しっかりと算定していただきたい，また条件不利地域であります過疎地域の実情に応じた交付税制度に拡充していただきたいといったような提言をいたしたところでございます。

県といたしましては、今後とも先般の藤田委員長の御発言の中にも知事自ら先頭に立って国に働きかけていただきたいという要望をいただいております。引き続き市町村と連携いたしまして、国の動向を注視しながら国に対し地方交付税制度の拡充でありますとか、地方財源の充実といった観点についてしっかりと働きかけていきたいと考えております。

その中で委員お話の支所につきましては、地域の危機管理でありますとか、コミュニティの維持、地域振興の観点で非常に重要な施設でございますので、交付税制度、算定についてしっかりと訴えていきたいと考えております。

元木委員

できれば、総務大臣のところに行かれた時にどういう感触であったかということをお聞かせいただきたいなと思っております。市町村も大変厳しい財政状況の中で、定数もかなり削減もしておられるようでございますし、また財政健全化に向けて様々な改革をされているというようなことも伺っているわけでございます。ぜひ県下の市町村の首長さんの御意見も踏まえて、このタイミングに効果的な提言を行っていただきたい。できれば本県独自の徳島モデルの交付税制度改革に向けた提言を行っていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

もう1点、消費税の関係でも本会議でいろいろ議論が出たわけでございます。消費税につきましては逆進性の問題というのが言われておまして、先般も県連大会で知事から逆進性の問題の解決に向けて国に要望していきたいという御発言がございまして、医薬品、食料品についても無税にするというようなことをおっしゃっておられました。食料品や医薬品に税金をかけないという話は当初からなかなか厳しいのかなと思ってきましたわけでございます。けれども逆進性の問題は大変重要な部分でございまして、特に私が常々申し上げておりますように、若い、これから人口を増やしていく子育て世代を応援していくためには、若い世代の方にも頑張っていたきたいなと思っております。実際消費を引っ張っておられる若手の方々、女性とか、そういった方々の支援というのも国に任せるのではなくて県でも行っていくべきだとかこういうふうに思っているところでございます。

それで、統計戦略課が市町村民消費推計結果というので発表されておまして、ちょっと議会図書室にあった古い資料ですので、今の数字を正確に表しているかどうかは分からないのですが、1人当たりの市町村民所得の格差というのがございまして、例えば阿南市では平成22年度に374万6,000円の所得に対しまして、上勝町では154万3,000円ということで倍以上の開きがございまして、これは市町村の話でございまして、市町村課にこういった点も取り込んでいただきたいと思っておりますけれども、また年齢の格差についても、こういった統計資料がございましたらありがたいなと思っております。

これから高齢化社会を迎えていく中で、若い人を応援していくような施策を取っていくことで、長い目で見れば高齢者福祉も充実してくると思っておりますので、ぜひそういった観点から、例えば今議論になっております軽自動車税ですとか、そういった若い世代がよく利用している乗り物について配慮してあげるとか、市町村であれば住民税、そういっ

た点で配慮できるのであればそういった点も市町村に指導してしていただきたいなど思っているようなところでございます。

こういった消費税導入に伴う激変緩和というような観点で、県として何か今後前向きに取り組んでいきたいというようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

相田総合政策課長

ただいま消費税の関係での御質問でございます。消費税の逆進性ということについての考え方ということでございますけれども、消費税につきましては去る10月1日に政府におきまして来年4月1日から現行の5%から8%に引き上げるということで確認をしたということでございます。

委員御指摘のように消費税の増税につきましては、所得が少ない家計ほど負担割合が高くなるということで逆進性があると言われてございます。高齢者を初め、日々の暮らしにお困りの方々とか、額に汗をして頑張っておられる事業者の皆様方にとっては一層厳しい負担となるということで、低所得者に対するきめ細やかな配慮、これが求められるものと考えております。

国におきましては、去る10月1日に閣議決定をしました5兆円規模の経済対策、こちらの中で措置をしております。住民税の非課税者に対しましては現金1万円を給付すると。それからまた加えまして老齢基礎年金、それから児童扶養手当などの所得の低い方に対しましてはさらに5,000円を加算するという簡素な給付措置と言われておりますけれども、そういった措置を行うということにされてございます。

この措置につきましては将来的な軽減税率の導入でありますとか、低所得者に配慮した施策を実現するまでの暫定的な、臨時的な措置ということで今回講じることとされてございます。この給付措置につきましては、国が市町村の協力を得て実施するとされておりますけれども、県に対しましても市町村の円滑な執行の支援をしていくということで協力を求められておりますので、まずはその対策の円滑な執行について取り組んでいく必要があると認識してございます。

それから、今回一時的な措置ということになるのですが、恒久的な消費税の逆進性の対策につきましては従来から知事も申し上げますように、食料品とか医薬品などの生活必需品、これに対して税率を低くしていくことでの軽減税率の導入が不可欠であると考えてございます。

県におきましては、軽減税率の適用につきましては、これまでも機会あるごとに国に対して提言してきているところでございますけれども、今回の来年4月には導入されないということで残念に思っております。けれども、次回8%から10%に上がるという予定もございますので、その引き上げの際には軽減税率が間違いなく導入実行されるように、引き続き国に対してしっかり政策提言をしてまいりたいと考えております。

それから、全般的な県としての消費税に対する対応ということでございますけれども、

まず今回消費税につきましては国の政策としまして導入されるということでございますので、景気の腰折れをさせないということで、国では5兆円規模の経済対策、これを組んでいこうということで12月にとりまとめをしていくと聞いておりますので、その中でしっかりと地方にとってよりよい政策となっていくように具体化をしっかりとさせていただきたいと考えております。

県におきましては今回9月定例会におきまして、県民のみなさまの生活とか中小零細企業の経済活動をサポートしていくということで、経済雇用対策、こちらのほうを中心に9月補正としては最大規模の補正予算を組ませていただいているところでございますので、まずはそれを議決していただいたあとに、しっかりとスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、その次の対策といたしましては、国で年末に国の経済対策が編成されますので、県といたしましては、それに対しまして迅速かつ積極的に対応いたしまして、補正予算でありますとか、26年度当初予算においてしっかりと呼応した予算を組みまして切れ目のない経済雇用対策をしっかりと取り組んでいくことによりまして、県民のみなさまの暮らし、それから県内の企業活動を支援してまいりたいと考えております。

元木委員

またこの統計の話でございますけれども、所得の格差の話をちょっと関心を持って見ております。地域の格差ということで先ほど申しましたとおり市町村にも格差がございます。県南部と県西部でもやはり格差はあるようでございまして、地区別1人当たりの所得の実額というのを見てみますと、南部地区で平成22年に318万1,000円あるのに対しまして、美馬地区が194万8,000円、三好地区が200万5,000円といった状況です。

何が言いたいのかと申しますと、これどうしてかなと見ておりましたら、産業別のほうで三好地区では第三次産業が78.7%で、南部地区は二次産業が36.9%ということで二次産業の比率がトップであると、こういったことも影響しているのかなとちょっと思った次第でございます。実際私の地元でも雇われている人で、アルバイトとか若い人がいまして、アルバイトを辞めたり、また転職したりを繰り返しているような方も結構いらっしゃいます。特に女性で子育てしたり、出産したり流動も激しい。そういう中で、そういった方をやはり支えていくような仕組みもこれから県として取り組んでいくべきではないかなと思っておるところでございます。

最近若い方も生活保護の充実とかそういったことで、ワーキングプアとか言われておりますけれども、生活保護以下のアルバイト料でしたら仕事を続けるよりも生活保護にしたほうがいいのか、あと親が近くである程度生活が安定しておれば、特に無理をして遠くの仕事を探さなくてもいいとか、そういった考えとかもあるようでございまして、そういった方にしっかりと働いていただいて、家庭を持っていただいて、子供も作っていただいたら今のような独身世帯の比率の高さにも改善が見られていくのではないかなという気もいたしております。

いろいろ申し上げましたが、そういった話というのはなかなか年齢の話では捉えられない面があったと思うのですけれども、ぜひこういった若い世代の方に光を当てていただいて、今回は消費税でかなり負担感を感じる方もいらっしゃると思いますけれども、そういった方が負担感を感じないような取り組みをしていただきたいと思いますとおるわけでございます。本県は近い将来3人に1人が65歳以上の高齢者になると言われております。そういう中で今回の消費税の財源も、年金とか介護とか福祉とか、高齢者福祉にやはり偏りがちな面も出てこようかと思っておりますけれども、そういう中においても若い人を育てるという視点で県独自の税制なり新しい政策を立てていただきたいと思いますということを御要望しまして終わります。

木南委員

県庁というのは、職員非常に優秀な方が集まって組織的にも充実していると思いますが、唯一の弱点は部局間にまたがる課題、政策がなかなか前に進まない。非常に大きな欠点でないかこんなふうに思っております。そこでできたのがこの政策創造部だと思うわけですが、この政策創造部が部局間の調整をして政策を前に進めるという大きな役目があると思うのですが、現状を見てどんな感想ですか。

妹尾政策創造部長

今、木南委員から御指摘をいただきました。確かに県の組織というのは比較の問題にもよるのですがやっぱり大きな組織でございます。例えば土木であれ商工であれ、それぞれ固有の業務を推進するためには、やっぱり部としてしっかり一丸となってまとまってやっていかなければならない。それはそういうことによって推進力が生まれるということがある半面、おっしゃられたように部局間をまたがる、あるいは部局間の間にあるとか、もっと広く数部がいろんな部が連携してやらなければならない課題というのをもたくさんございます。

特に、そういった課題については各部が専担してやれるなら部長以下この組織でやれるのですけれども、それぞれの各部長が横で連携するというのは確かになかなか難しい課題があるというそういう認識でございます。

今年度におきまして去年度からサマークリエイトとか連携施策ということで取り組んでおります。今年度は重点プロジェクトということで、高速料金の全国共通化を見込みました発信戦略、これまさしく全部局で取り組まなければいけない問題でございます。これにつきましては重点プロジェクトチームということで我が部の副部長をトップとして各課の副部長以下、下の者を集めて、それで組織としてもピラミッドといいますか体制も整えて、それで一生懸命やっていこうと、そういった重点プロジェクトを6つこしらえております。そういった組織執行体制の取り組みも含めて、委員おっしゃられた課題が十分あるということも承知しながら、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

木南委員

これからの施策というのはセクションが決まらないというか、六次産業にしてもこれは農林なのか商工なのかということもあるし、いろいろなことでセクションが決まらないことが多いと思いますので、政策創造部の存在意義というのは非常に高いと思います。そこら辺り部局間の調整、あるいは政策の進捗等十分チェックして、そこら辺の調整を図ってほしいと思うのです。

何でこんなことを言ったかという、大学との連携協定が随分進んだものだなというふうに思って皆さんの御努力に敬意を表するのですが、と言いながらも、我々今日聞いたからいろいろな情報が出て、連携協定は今二十なんぼ結んでいるという話ですが、ほとんど情報として出てこない。これは先ほども言ったような部局間にまたがる課題ですから、どこが発信するのだということもあるのではないかと。もっともっと情報も発信して議会なり県民の御理解が非常に大切だと思うので、そこら辺も努力をしていただきたいと思うところです。

もう一つは先ほども喜多委員からも話がありましたように、徳島大学の副学長佐野さん、行っていただいておりますね。人事交流もあるのではないかと思います。いろいろな大学との人事交流の意義といますか、どんなふうにして、どんな意義がある、そして効果がどうであったということもお聞かせをいただいたらと思います。

板東総合政策課政策調査幹

人事交流の効果というお話だと思います。現在大学と先ほどから御説明させていただいておりますように、数々の協定を締結いたしまして連携を進めていく中で、人的、あるいは物的資源の持ちますそれぞれの相互の連携を深めるということで取り組みを進めているところでございます。派遣そのものに関しまして人事当局がコントロールしている部分がありますので、正確な数字等はちょっとつかんでいませんので申しわけないのですが、我が部にも徳島大学から優秀な職員をいただいておりますし、先ほどからお話にもありますように佐野が徳島大学に副学長として勤めておられるという状況になっております。

効果はいろいろあると思います。その中でまず一番大きいのは、私の感想も入りますけれども、人事交流によりまして県と派遣先の大学との距離が非常に近付いたなという感じがあります。あらゆる施策を連携する中で、それぞれ大学さんの持つ人的資源、特に教授さんとのつながりですとか、そういうところを県が直接名刺交換から入っていくという段階よりも大学のチャンネルを十分に使わせていただくことによりまして、非常に計画段階から大学のスキルを吸収する中で連携が強まると感じております。

また派遣されている大学さんにとりましても、今まではそれぞれこの頃は非常に分野がどこかと不明確な部分がありまして、そこを関連するセクションについて直接御紹介できるとかということでスムーズな取り組みが進められるとかということがあろうかと思います。

今後明治大学とも包括協定ということで、明治大学さんと徳島大学さんとの間でどのようになっているかと大いに期待するところであるのですが、両者の締結、あるいは県との

締結の中で、人的資源とか物的資源とか相互の交流，あるいは活用ということにより今後活発化させることによりまして，県，大学のメリットを最大限に地域に反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。

木南委員

今答弁いただいたように，これからの政策，あるいはいろいろな面で所属の分からないというか，どこが所属するのだろうかという案件が非常に多くなっていく時代がまいりました。政策創造部の存在価値は非常に高いと思います。そんなことから，組織がスムーズに動くということが非常に大事でありますので，部長初め皆さんの御努力を御期待して終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより，採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました政策創造部関係の付託議案は，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって政策創造部関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第6号

これをもって，政策創造部関係の審査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（12時20分）